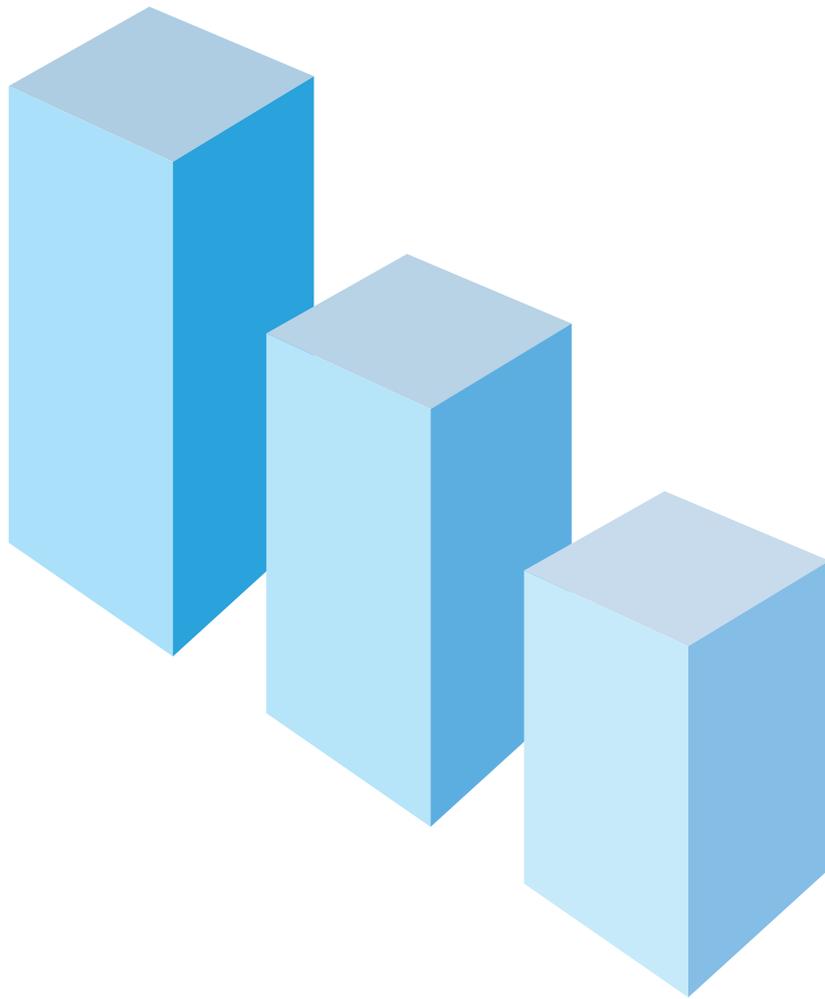


# 屋外広告物のしおり



令和5年7月



東京都

## はじめに

人々が都市の生活の中で豊かさや潤いを求めるようになり、都市景観に対する関心も高くなっています。とりわけ、屋外広告物は、都市景観の重要な構成要素となっており、私たちの生活に深く入り込んでいるといえます。

例えば、屋外広告物は、まちを訪れる人々を適切に案内・誘導したり、商品やサービスの受け手である消費者に情報を提供するなど、都市における様々な活動を円滑にし、人々の日常生活に多くの利便をもたらしています。

しかし、このような屋外広告物も、無秩序・大量に表示されると自然の風致やまちの美しさを損ねることになります。また、近年、屋外広告物の表示方法は多様化・大型化しています。建築物の屋上や壁面などに設置される大型の広告塔や広告板をはじめとする屋外広告物は、適正に設置・管理されなければ落下や倒壊などにより、貴重な生命や財産を奪うことにもなりかねません。

そこで、屋外広告物は、まちの良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止する観点から適切に規制される必要があります。

東京都では、このようなことから東京都屋外広告物条例等により屋外広告物の規制を行っています。

一方、プロジェクションマッピングについて、まちの活性化やにぎわい創出等のために公益イベント等で活用する取組が広がっている状況を踏まえ、東京の魅力向上につなげていく観点から規制の見直しを行うため、東京都屋外広告物条例等を改正しました。

この「しおり」は、都内における屋外広告物に関する規制の概要を理解していただくために作成したものです。ここに掲げるルールを御理解いただき、成熟都市東京にふさわしい美しい東京のまちづくりが一層進展するよう御協力をお願い申し上げます。

## — 目 次 —

|    |                          |    |
|----|--------------------------|----|
| 1  | 屋外広告物とは                  | 1  |
| 2  | 屋外広告物の出せないところ、出せるところとは   | 1  |
| 3  | 屋外広告物の出せないところ（禁止区域・禁止物件） | 2  |
| 4  | 特殊な規制                    | 4  |
| 5  | 屋外広告物の出せるところ（許可区域）       | 6  |
| 6  | 許可申請の手続                  | 8  |
| 7  | 許可権者                     | 9  |
| 8  | 許可の基準の概要                 | 12 |
| 9  | 特定区域における基準（条例第9条～第12条）   | 19 |
| 10 | 景観計画に基づく規制               | 21 |
| 11 | プロジェクションマッピング            | 31 |
| 12 | 屋外広告物管理者の設置              | 33 |
| 13 | 屋外広告業の登録                 | 35 |
| 14 | 禁止広告物                    | 39 |
| 15 | 管理及び除却の義務                | 39 |
| 16 | 罰則                       | 39 |
| 17 | 屋外広告物の種類                 | 40 |
| 18 | 屋外広告物許可申請手数料及び許可期間       | 41 |
| 19 | 東京都屋外広告物条例               | 42 |
| 20 | 東京都屋外広告物条例施行規則           | 59 |
| 21 | 屋外広告物取扱窓口一覧表             | 94 |